四(1)　役員の氏名の変更

変更前	服部　卓爾
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十四年十月十五日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	田中　茂樹

(2)　変更年月日
平成二十四年十月十六日

○四国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十六号及び三百二十号　愛媛県南宇和郡愛南町増田四一〇〇番から同町増田四一七四番一まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月二十二日

○九州地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日　九州地方整備局長　吉﨑　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
武雄市山内町大字犬走字光り岩六三四四番一から同市山内町大字犬走字鳥超六一四二番一まで	前	二六・三メートル～三八・四メートル
	後	二八・五メートル～三八・六メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日　九州地方整備局長　吉﨑　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三十五号　武雄市山内町大字犬走字光り岩六三四四番一から同市山内町大字犬走字鳥超六一四二番一まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月二十二日

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣野田佳彦は、十一月十八日カンボジア国へ出張のため出発した。

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　長浜　博行
経済産業大臣枝野幸男海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　長浜　博行
内閣府特命担当大臣枝野幸男海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上十一月十九日）

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、賃金改善等の要求に関して、平成24年11月28日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年11月22日

厚生労働大臣　三井　辨雄

別表

北海道　KKR札幌医療センター斗南病院及びKKR札幌医療センター
宮城県　東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都　虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県　虎の門病院分院
愛知県　名城病院及び東海病院
大阪府　大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県　六甲病院
広島県　広島記念病院
香川県　高松病院
福岡県　千早病院
大分県　新別府病院

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年11月22日

茨城労働局長　中村　俊一

第4号中「1時間776円」を「1時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年11月22日

栃木労働局長　藤井　敏行

第4号中「1時間758円」を「1時間763円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成24年11月22日

千葉労働局長　絹谷　國雄

第4号中「1時間810円」を「1時間817円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。